

業務委託契約書

(以下「甲」とする)は、Cattery 夢猫庵 (以下「乙」とする)に対し、動物の愛護と管理に関する法律に基づき、「事前の現物確認」と「対面による情報提供(説明)」業務を委託し、業務委託契約を締結する。

委託業務

甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」とする)は、甲の指定した購入希望者に対する、猫の事前現物確認業務及び、対面による書面を用いての必要な情報の提供(説明)業務である。それらの業務を遂行した証として、動物販売時説明書(確認書)や動物販売契約書、生体補償確認書など甲から指定された書類への購入希望者の自署を受領し、甲へ送付する。乙が甲の業務委託申込書に従って本業務を履行したにも関わらず、販売契約に至らなかった場合はすみやかに対象猫を甲へ返送する。この場合は対象猫の返送を持って業務終了とする。

委託料金とその支払い

甲が乙に対し支払う委託料金は、別途定める料金表により決定する。その支払いは甲が乙に業務委託申込書を送付後、本業務予定日の前日までに乙の指定する銀行口座に振り込みにて実施する。振込手数料は甲の負担とする。乙が甲の業務委託申込書に従って本業務を履行したにも関わらず、販売契約に至らなかった場合も委託料金は返金されない。

販売契約に至らなかった場合の対応

乙が甲の業務委託申込書に従って本業務を履行したにも関わらず、販売契約に至らなかった場合、乙はすみやかに対象猫を甲に返送し、事前に受領した、あるいは仔猫に同梱された動物販売時説明書(確認書)や動物販売契約書、生体補償確認書などの書類全てを甲に返送する。この場合、対象猫および預かった書類の返送にかかる料金は甲の負担とする。

権利帰属および生体補償

業務委託に関して作成された動物販売時説明書(確認書)や動物販売契約書、生体補償確認書などの書類に関する全ての権利は甲に帰属し、業務委託に関して送られて来た対象猫の健康状態および生体補償、輸送中の健康状態および生体補償は全て甲の責任とし、乙へは請求しない。送られてきた対象猫が明らかに健康上の異常があり、獣医師に診せる必要があると乙が判断した場合、乙は甲に受診料・治療費の実費を請求することが出来る。

秘密保持

乙は本契約に関して知り得た甲および購入希望者の個人情報および動物販売契約内容については、当業務遂行のためのみ使用し、その他の業務に流用または第三者に漏洩させてはならない。

協議

本契約に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書 2 通作成し、各自自署の上各 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲
住所
店舗名
担当者名

乙
福岡県田川郡添田町大字庄 2 4 4 4
Cattery 夢猫庵